

春日井市子どもの権利条例制定の背景・経緯等

○ 背景・経緯

国においては、令和5年4月に子ども家庭庁が設立、子ども基本法が施行されました。また、同年12月に子ども大綱が策定され、**全ての子どもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現を目指す**ことが示されました。

虐待、体罰、いじめ等により「子どもの権利」を著しく侵害している事象や、子どもの不登校など、子どものまわりには様々な問題が起こっています。

こうした中、当市においても、まち全体で「子どもの権利」への理解を深め、子どもの権利条約の理念を実現するために、子どもや関係団体等の意見を取り入れ、「子どもの権利」の保障を促進し、子どもが豊かで幸せに育つため条例の制定が必要であると考え、令和6年度から条例の制定に向けての準備を開始しました。

なお、この条例の制定については、「子どもの成長を支え、可能性を広げる『子どもまんなか』のまち春日井」を基本理念とする「かすがい子どもまんなかプラン」の主な取組にも位置付けています。

※「子どもの権利」とは

すべての子どもが、命を守られ、安心して、健やかに自分らしく暮らせるよう、必要で大切なものです。世界中すべての子どもたちが持つ権利を定めた「児童の権利に関する条約」(通称:子どもの権利条約)を日本も批准しています(平成6年)。

【参考】子どもの権利条約の基本的な考え方（4つの原則）

- ・生命、生存および発達に対する権利（命を守られ成長できること）
- ・子どもの最善の利益
- ・子どもの意見の尊重（意見を表明し考慮されること）
- ・差別の禁止（差別のないこと）

○ 制定に向けての取組

条例策定にあたり、当事者である子どもたちの意見を聴き、反映させるため、アンケートやワークショップを実施しました。(令和6年7月～ 計10回)

【ワークショップ】（5回、220名）

自分や周囲で守られていないと思う権利を考え、「その権利を誰がどうすれば守られるか」、また、「その権利が守られるために自分たちにできることは何か」、グループで意見を出し合ってもらいました。

(実施学校等)

- ・春日丘高等学校インターフェクトクラブ ・石尾台中学校2年生
- ・山王小学校5年生 ・西山、北城子どもの家利用児童

【アンケート】（5回、531名）

自分が大切だと思う権利や守られていないと思う権利、その権利を誰がどうすれば守られるかなど、アンケートに答えてもらいました。

（実施対象）

- ・市長と語る会参加者（小学6年生）
- ・春日井まつり来場者（小学生）
- ・春日井高等学校定時制
- ・春日台特別支援学校（高等部）
- ・春日井高等特別支援学校

◇ ワークショップやアンケートから見えた「こどもたちの想い」

Q. 誰がどうすれば「子どもの権利」が守られるか

- A. ・「親が子どもの意見を受け入れる」
・「友達や親は、相手の気持ちを考え、思いやる」
・「親や学校の先生に話を聞いてほしい、相談にのってほしい」
・「みんなが他の人が傷つく言葉を言わないようにする」
・「みんなが人の個性を認め合うようにする、尊重する」など

Q. 「子どもの権利」が守られるために、自分たちにできることは何か

- A. ・「他の人を尊重する、認め合う」
・「人の個性を否定しない」
・「相手の意見に興味を持とうとする」
・「先生や親に相談する」「友達からの相談にのる」
・「否定する理由を親に聞く」「自分の意見を真剣に親に話す」など

“こどもたちの想い”
を踏まえて検討

『春日井市子どもの権利条例の基本的な考え方』を次のとおりとします。

- ◎ 大人もこどもも、子どもの権利を理解し、尊重する。
- ◎ 普段の生活から「対話」を大切にし、すべての子どもの権利をまち全体で守る。

春日井市こどもの権利条例(案)の構成

制定の背景（前文）

めざす姿（＝本条例の目的）（第1条）

① こどもにとって大切な権利を明らかにする

② こどもの権利保障に必要な事項を定める

まち全体でこどもの権利の保障がされ、こどもが豊かで幸せに育っている状態

条例における主体の定義（第2条）

(1) こども (2) 大人 (3) 保護者 (4) 学校等関係者 (5) 地域住民等 (6) 事業者

こどもにとって大切な権利（第3条～第6条）

◎ 安心して暮らす権利（第3条）

- ・自分らしく過ごせる居場所がある
- ・身体や心を傷つけられない など

◎ 主体的に参加する権利（第5条）

- ・自分の意見や考えを言える
- ・仲間を作つて集まる など

◎ 自分らしく生きる権利（第4条）

- ・自分らしさが認められる
- ・自分のことを自分で決められる など

◎ 豊かに育つ権利（第6条）

- ・遊んだり、学んだりする
- ・文化やスポーツなど色々な経験をする など

権利を守る担い手の役割（第7～13条）

◎ 大人（第7条）

- ・こどもを権利主体と認め、権利を理解・尊重する
- ・こどもに向き合い、対話を心掛ける

◎ こども（第8条）

- ・自らの権利について正しく理解する
- ・他の子どもの権利を認め、尊重する

◎ 保護者（第9条）

- ・こどもに対し最も重要な責任があることを認識し、こどもの最善の利益を考えて養育
- ・こどもの権利意識の醸成に必要な支援を実施

◎ 学校等関係者（第10条）

- ・発達段階等に応じ、育ちに必要な支援を実施
- ・こどもの権利意識の醸成に必要な支援を実施

◎ 地域住民等（第11条）

- ・こどもの育ちを見守り、必要な支援を実施

◎ 事業者（第12条）

- ・子育てと仕事を両立しやすい職場環境づくり
- ・事業活動上の子どもの権利への配慮

◎ 春日井市（第13条）

- ・各主体と協働してこどもに関する施策を推進
- ・各主体が役割を果たすための支援を実施

権利を守るための施策（第14条～第20条）

◎ 子育て家庭等への支援【市・学】（第14条）

- ・発達段階等に応じ、保護者に必要な支援を実施
- ・困難下のこども・家庭に途切れない支援を実施

◎ こどもの居場所づくり【市・保・学・地・事】（第15条）

- ・こどもが安心して自分らしく過ごせる居場所づくりや、居場所づくりに必要な支援を実施

◎ 虐待・体罰の防止【市・保・学・地・事】（第16条）

- ・関係機関と協力した必要な防止対策と早期発見に努め、発覚時には適切・速やかな救済を支援

◎ いじめの防止【学・市・保・地】（第17条）

- ・いじめの防止と早期発見に努め、発覚時には適切・速やかな救済と、必要な支援・助言を実施

◎ 多様性の尊重【市・学・保・地・事・こ】（第18条）

- ・国籍、人種、性別など違いを認め、多様性を尊重する
- ・偏見・差別などが生じないよう多様性理解を促進

◎ 意見表明・参画の促進【市・学・地】（第19条）

- ・こどもに関わる施策や、こどもが参加する活動について、意見表明や参画を促進

◎ 権利侵害からの救済【市】（第20条）

- ・保護者・関係機関と連携し、実情に配慮し対応